

第278回奄美大島海区漁業調整委員会

議 事 録

1 日程等

- (1) 日 時 令和6年8月23日（金） 15:00～16:05
- (2) 場 所 大島支庁本館4階大会議室
- (3) 出席者 別添「出席者名簿」のとおり

2 議事内容及び結果

- (1) 浮魚礁の敷設承認申請について（協議）
→ 原案のとおり承認する旨決定。
- (2) 許可又は起業の認可の基準について（諮問）
→ 原案のとおり承認する旨決定。
- (3) 漁業許可等に関する取扱方針について（協議）
→ 原案のとおり承認する旨決定。
- (4) くろまぐろに関する令和6管理年度における鹿児島県知事管理漁獲可能量の運用について（報告）
- (5) さんご漁業の許可等に関する取扱方針について（協議）
→ 継続協議とする旨決定。
- (6) その他

令和6年8月23日午後3時00分開会

【開 会】

山之内事務局長

それでは、定刻になりましたので、ただ今から第278回奄美大島海区漁業調整委員会を開催いたします。

なお本日は、中田委員及び元山委員から所要のため欠席との連絡を受けております。委員10名中8名の出席をいただいております。奄美大島海区漁業調整委員会事務規定に定める定数の過半数に達しておりますので、本委員会は成立いたします。

本日は、議事に入る前に、県の人事異動に伴い、7月1日付けで出口県大島支庁農林水産部長が着任しておりますので、委員会の冒頭で一言御挨拶をさせていただきます。

出口農林水産部長

皆様こんにちは。大島支庁農林水産部長の出口と申します。今ありましたとおり（令和6年）7月1日付けで着任いたしました。どうぞよろしくお願いたします。奄美大島及び奄美群島での勤務は今回が初めてでございます。またこれまで、農業関係の業務に携わっておりましたので、水産関係、漁業関係に関しては今回初めてということになります。皆様の御指導をいただきながら、奄美大島海区の水産振興、漁業振興をしっかり頑張りたいと思っておりますので、どうぞ御指導方よろしくお願いたします。

それでは、開会にあたりまして一言御挨拶させていただきます。本日はお忙しい中、また残暑厳しい中、第278回奄美大島海区漁業調整委員会に御出席いただきましてありがとうございます。当委員会は、委員10名で構成されておまして、本日は8名の委員に御出席いただいているということになっております。各委員の皆様には日頃から、漁場計画の作成や漁業権の免許、漁業調整規則に関する知事の諮問への答申、採捕や漁場に関する制限等に係る委員会指示の発出など、重大な責務を負っていただいていることに関しまして感謝申し上げたいと思います。

委員の皆様は任期は4年ということで、現在の委員の任期は来年3月末までとなりますが、引き続き、奄美大島海区並びに本県の漁業振興のために皆様のお力添えをよろしくお願い申し上げます。

さて本日はこの後、「浮魚礁の敷設承認申請について」を含む5件の議題について御審議いただくこととなっております。限られた時間ではございますが、皆様にはそれぞれのお立場で率直な御意見をいただきますようお願い申し上げます。簡単ではございますが、私からの挨拶とさせていただきます。本日の委員会は最後までどうぞよろしくお願いたします。

山之内事務局長	<p>今部長からもありましたが、部長は（これまで）農業分野で、私はこれまで林業（を専門としてきた）ということで皆様の議論についていくのがやっとというところですが、今後とも新体制の下、よろしく願いいたします。</p> <p>それでは議事に入りますが、議事を進めるにあたり、毎回お願いをしておりますとおりに、委員の皆様が発言される場合は挙手していただき、会長から名前を呼ばれてから発言していただくようお願いいたします。</p> <p>では、茂野会長から御挨拶と、併せまして議事の進行をよろしく願いいたします。</p>
茂野会長	<p>皆さんこんにちは。本日は2名欠席で8人ということですが、この猛暑の中、またお忙しい中出席いただきましてありがとうございます。</p> <p>それでは早速、議事に入る前に、今回の議事録署名者を「山下委員」と「築地新委員」にお願いしたいと思いますが、皆様よろしいですか。</p>
各委員	(異議なし)
茂野会長	<p>それでは今回は山下委員と築地新委員にお願いします。</p> <p>また、会長が委員として意見を述べるときは、会長代行を奥田委員とすることで御了承をお願いいたします。</p>

【議事1 浮魚礁の敷設承認申請について（協議）】

茂野会長	<p>それでは、議事1【浮魚礁の敷設承認申請について】を議題といたします。この件は、協議事項となっております。それでは、事務局から説明をお願いします。</p>
丸山書記	<p>事務局の丸山です。それでは、議事1「浮魚礁の敷設承認申請について」を御説明いたします。資料1を御覧ください。</p> <p>まず、13ページを御覧ください。浮魚礁の敷設についての委員会指示を載せてございます。この指示の中の1の敷設の承認等の(1)に、「浮魚礁を敷設しようとする者は別に定める「浮魚礁敷設承認取扱要領」の定めるところにより、奄美大島海区漁業調整委員会の承認を受けなければならない。」と規定されております。</p> <p>この規定に基づきまして、今回、与論島漁業集落より浮魚礁の敷設について承認申請書が提出されておりますので、承認の可否につきまして、御協議いただくものでございます。</p>

それでは、申請内容について御説明申し上げます。1ページをお開きください。与論島漁業集落が敷設を予定している浮魚礁ですが、北緯27° 09' 3.874" 東経128° 22' 52.977" の位置に、水深1,000mに表層型を1基敷設する予定となっております。なお、敷設につきましては、国の交付金事業である離島漁業再生支援交付金事業を活用し実施される予定となっております。

与論島漁業集落の申請書につきましては1ページ、位置図は2ページ、構造図が3ページ、標識灯の一般仕様書が4ページ、浮魚礁の管理体制が5～7ページに添付してございます。3ページの構造図で、ロープが300メートルプラス1,200メートルの合計で1,500メートルと水深より約500メートルほど長くなっておりませんが、これは、波の影響で弛んだりすることを想定して遊びを持たせているとのことで、過去に設置した魚礁での経験を踏まえてロープの長さを決めたとのことです。その他申請書、位置図、標識灯の一般仕様書、管理体制については後ほどお目通しいただければと存じます。

また、敷設に当たっての関係漁協からの同意書につきましては8～9ページ、船舶会社からの同意書につきましては10～11ページに添付してございます。

12ページには、海上保安部と船舶航行上の支障がないか事前協議を行っており、その協議結果を添付しております。敷設につきましては、申請書にある管理体制等の厳守による適正な管理、及び設置する浮魚礁に管理者及び連絡先を表示するという条件付きで海上交通には支障がない旨の回答をいただいております。

今回申請のあった浮魚礁の敷設承認期間でございますが、委員会の承認が得られました日から令和8年3月31日までとなります。

これにつきましては、13ページの浮魚礁の敷設についての委員会指示の中の2の指示の有効期間にありますとおり、承認期間の終期につきましては、有効期間が満了する令和8年3月31日までとし、その時点で現存しておれば、次期の指示の承認を受けたとみなされる予定です。

14ページ以降には、浮魚礁の敷設に係る委員会指示とともに定める浮魚礁敷設承認取扱要領及び浮魚礁敷設承認に係る審査基準になりますので、後ほどお目通し願います。

以上で、議事1について説明を終わらせていただきます。よろしくお願いたします。

茂野会長

説明が終わりましたが、御意見や御質問はありませんか。

鳥居委員

(資料) 1ページの「浮魚礁の敷設期間」なのですが、これは、令和5年になっていますけども、令和6年ということですのでよろしいですね。

丸山書記	すみません。私の確認漏れでした。令和6年が正しいです。
篤委員	先ほど、承認期間というのがございましたけれども、（委員会指示が更新された場合に）現存していた場合は（承認されたものと）見なすとのことでしたが、これは自動更新という形、そのときの委員会に諮るということではなくて自動的に更新されるということによろしいんですか。
丸山書記	自動更新という理解で問題ありません。
茂野会長	他に質問はございませんか。よろしいですか。 それでは、これ以上の質疑もないようですので、議事1については、原案のとおり承認することとして御異議ありませんか。
各委員	（異議なし）
茂野会長	御異議がないようですので、本議事については原案のとおり承認することに決定します。

【その他 許可又は起業の認可の基準について（諮問）】

茂野会長	次に「その他」ということですが、県水産振興課からいくつか追加議題の提出がございました。これを取扱うことといたします。 まず1つ目の項目は、【許可又は起業の認可の基準について】です。この件は諮問事項となっております。県水産振興課から説明をお願いします。
山神水産技師	水産振興課の山神です。知事許可漁業に係る許可の基準について説明をさせていただきます。資料2の1ページをご覧ください。本議題は諮問事項ですので諮問文を読み上げさせていただきます。

水振第362号，令和6年8月23日。奄美大島海区漁業調整委員会会長様。鹿児島県知事。知事許可漁業に係る許可の基準について（諮問）。このことについて，漁業法第58条において準用する第42条第5項，鹿児島県漁業調整規則第11項第5号及び第7項に規定する許可の基準を定めたいので，貴委員会の意見を求めます。

2ページの1をご覧ください。今回定める許可の基準について御説明いたします。

許可の基準は，令和2年に施行された改正漁業法で新たに定められたもので，新許可にあたり制限措置に許可等すべき数を定めたものの，それを超える申請があった際に誰に許可をするのかというのを決定するために用いる基準です。

続いて「2. 新基準の制定理由」です。現在許可をしているすべての漁業種類について基準を定めておりますが，必要に応じて，各許可機関が漁業種類ごとに定めてきましたので，同じ内容にもかかわらず，微妙な表現の違い等が生じている状況です。また，この基準は，県行政手続条例により公開する必要があるため，多くの県でホームページ公開を行っているところですが，本県では各許可機関に備え付け縦覧を行っていますが，許可等の公平性の観点から，他県同様に県ホームページで公開するのが適切と考えており，公開に先立ち，内容を精査し，明確化するため，現在の漁業種類ごとに定められた基準を廃止し，新たに統一的な基準を定めようとするものです。

「3. 新基準に定める許可等の優先順位」ですが，基本的には現行の基準と同じものとなっております。優先順位の1から，現在許可等を受けている者，2に過去に許可を受けたことがある者，3が従事者，4のみ新設で90日以上漁業を営む者，5がその他となっております。なお，この基準によって許可をすべき者が決定できない場合は，くじ等の公平な方法で決定することと漁業法に規定されています。

3ページをご覧ください。こちらが今回新たに制定しようとする基準になります。現状，漁業種類ごと，許可期間ごとに定められている基準を統一し，許可の有効期間ごとに2種類のみ整理しています。

1が許可の有効期間が1年以下である，もじゃこ，稚ウナギ，さんご漁業に適用する基準。2が許可の有効期間が3年間であるその他すべての許可に適用する基準となっております。2つの基準の違いとしましては，許可の有効期間が1年以下の許可に関しては，12月から3月などに許可をするものもあり，申請時において，有効な許可がない状態での申請になりますので，1（1）を直近の許可期間に許可を受けている者としており，3年間の許可の場合は，申請時に有効な許可がある状態での申請になりますので，2（1）を現在許可を受けている者，というふうにしています。

4ページに現行の基準との比較，5ページ以降は関係法令となっておりますのでお目通しください。

資料の2ページにお戻りください。「4. 改正・公開に向けたスケジュール」です。資料中には8月中に3海区に諮問としていますが，委員会のスケジュール上，9月中旬に諮問を終える予定になっていて，9月中には施行，県のホームページの公開を開始したいと考えています。

説明は以上です。ご審議のほどよろしく申し上げます。

茂野会長

説明が終わりましたが，御意見や御質問はありませんか。

篤委員

新基準（に定める許可等の優先順位）の4番の新設（90日以上漁業を営む者）はどういった理由でできたのかというのと，この「90日漁業を営む」というのは何で担保するのかなど。具体的に何かあれば教えてください。

山神水産技師

4番目にですね，90日以上漁業を営む者というものを入れた理由についてですが，まず1～3というのは，現状許可を持っていたり，それに従事していた人というのが入ります。これから経験なく許可に関する漁業を始めたいという人については，旧基準の方だと，もうその漁業を何日やっただろうか，精力的に漁業やっただろうか，そうでなくても，対等な立場になって，決まらない場合にはくじというふうになっていたのですが，ここに90日以上漁業を営む者というものを入れることによって，精力的に漁業をやっている人を優先しましょうというところを入れているところです。その意図するところとしては，許可をしたものが有効に活用されて，本県の水産業の発展に繋がっていけばというところで4を新設しております。

すいません，90日の理由ですが，いわゆる（漁協の）正組合員の資格のところでした，正組合員クラスの操業をしている人を優先しますということにしています。

篤委員

例えばの話ですけど，一生懸命漁業に従事しているという点で，ある人は100日，ある人は200日で（申請が）上がってきた場合は，この日数というのが優先順位に反映されるんですか。

山神水産技師

その日数が実際に何日なのかというところを反映するものではありません。

篤委員

じゃあ，（漁協の）正組合員だったらいいってことですね。はい。

茂野会長	それでは、これ以上の質疑もないようですので、本議事については、原案のとおり定めることを適当とする旨答申してよろしいですか。
各委員	(異議なし)
茂野会長	御異議がないようですので、本議事については、原案のとおり答申することとして決定いたします。

【その他 漁業許可等に関する取扱方針について（協議）】

茂野会長	2つ目の追加議題の項目は、【漁業許可等に関する取扱方針について】です。この件は協議事項となっております。それでは、県水産振興課から説明をお願いします。
山神水産技師	<p>水産振興課の山神です。引き続き、議題3「漁業許可等に関する取扱方針について」説明をさせていただきます。資料3の1ページを御覧ください。</p> <p>まず「1. 漁業許可等に関する取扱方針とは」という部分ですが、県が漁業許可を行う上での審査基準や操業区域、条件等、ルールを規定しているものがこの許可の取扱方針というものになります。これまでも取扱方針を改正する際には、関係海区漁業調整委員会に協議をさせていただいておまして、今回、新漁業法に沿った文言等に修正するという全体の改正を行いますので、協議をさせていただくものです。</p> <p>続いて、「2. 改正理由」についてですが、改正理由は大きく3点ございます。まず1点目ですが、平成30年に漁業法が大幅に改正されて、令和2年に施行されたところですが、現在の取扱方針には改正以前の表現や考え方がまだ残っており、これを改正する必要があります。</p> <p>次に2点目ですが、鹿児島県漁業調整規則第14条第1項第1号で、継続の許可という手続きがあります。これは現在許可を受けている者が有効期間満了後も継続して許可を受けられるようにする手続きで全国的に取り入れられているものになります。これまで本県では、継続の許可を行う漁業というのを指定しておらず、いわゆる3年ごとの更新のタイミングでは実際には新規許可を行っていた、という形でした。そのため、3年ごとの更新のタイミングで委員会に制限措置の諮問をしたりですとか、公示を行ったりというところで、我々行政だけでなく、取りまとめを行ってくださる漁協にも大きな負担がかかっておりましたので、これを不要にする、継続の許可というものを導入することで、業務負担の軽減などが図られると、いうことになっています。なお、今後とも、新許可に関する制限措置は委員会に諮問させていただくことになります。</p>

最後に3点目ですが、取扱方針は行政手続法第5条の審査基準に該当するため、県行政手続条例第5条第3項に基づき公開することになっております。本県では縦覧による公開をしておりましたが、他県においてはホームページで公開を行っている状況ですので、行政手続きの公平性を担保し、透明性を高めるため、他県同様ホームページで公開することを検討しております。それに先立ち、漁業法や漁業調整規則等、錯誤がないように修辞上の修正を行うものです。以上が改正の理由です。

それでは、「3. 改正内容」について御説明いたします。まず「(1) 鹿児島県漁業許可等の取扱方針に関する基本方針」についてです。改正の概要は4点です。1点目、漁業法に則した文言への修正、2点目、許可保有数の特例に係る表現を改正、3点目、継続の許可に関する規定を追加、4点目、その他根拠条文や改正の修辞上の修正となります。

3ページを御覧ください。具体的な改正について見え消しとしておりますが、修辞上の修正が主となっております。4ページを御覧ください。8に継続の許可を規定しております。今回知事が指定する漁業としては、単年許可であるもじゃこ漁業、稚ウナギ漁業、さんご漁業を除く漁業を指定しております。以上が「3. 改正内容」の(1)になります。

資料は1ページにお戻りください。続いて「3 (2) 潜水器漁業の許可等に関する取扱方針」です。改正は3点あります。1点目、許可対象者に係る規定の削除、2点目、従事者届に係る規定を改正、3点目、その他修辞上の修正です。

資料が前後して申し訳ありませんが、資料5ページを御覧ください。許可対象者については、新漁業法では、許可の判断は規則に定める適格性と、先ほどお諮りした許可の基準で決定することになりますので、許可対象者という規定を削除しています。従事者の届け出については、届け出様式等は別途事務取扱要領に定めるため、修正しています。許可期間は調整規則に規定しておりますので、ここに改めて規定する必要はないということで削除しております。条件の改正は他の改正に合わせ修正しております。以上が、(2)の潜水器漁業の許可に係る取扱方針の改正内容になります。

資料は1ページにお戻りください。続いて「3 (3) 「かご漁業」及び「あさひがにかかり網漁業」の許可等に関する取扱方針」と、2ページに記載しております、「3 (4) 奄美大島海域における「深海えびかご漁業」の許可に関する取扱方針」は同じ改正内容ですので一緒に説明させていただきます。改正の内容は潜水器漁業と同じく許認可の対象者を削除し、その他、修辞上の修正を行っております。実際の改正案は7～10ページに掲載しておりますので、後ほどお目通しください。

最後に「3 (5) 試験研究又は教育実習のための特別採捕許可に関する取扱方針」です。改正点は2点です。資料は11ページを御覧ください。現在の方針では、2の許可の区分が、試験研究に教育実習も含めた試験研究等というものと、食害生物、外来生物駆除の2点に分かれていましたが、漁業調整規則上、特別採捕許可は試験研究と教育実習、それから増養殖用の種苗の供給の3点しか認められていないので、規則と錯誤がないように整理をしております。教育実習には試験的な操業や操業技術向上のための採捕、いわゆる試験操業を新たに規定しております。

最後に、今後のスケジュール案についてです。9月中旬ごろまでに鹿児島、熊毛海区も関係する取扱方針について協議し、9月中に施行を予定しております。

説明は以上となります。ご審議のほどよろしく申し上げます。

茂野会長

説明が終わりましたが、御意見や御質問はありませんか。

鳥居委員

今の変更に対する質問、ちょっと確認までなんですけども、7ページですね。例えば、鹿児島海区と熊毛海区のあさひがにかけ網漁業というのは県内一円の海域ということですので、特に自分のところの漁協の地先じゃなくてもどこでもこの地域の人たちはできますよという理解でよろしいのでしょうか。

山神水産技師

許可方針上はそのようになっていまして、実際の許可は操業区域を制限措置ごとに設定をしますので、それによる部分があるんですが、当然ですね、各漁協の、例えば共同漁業権内で操業するということになるので、許可条件の方で、漁業権者の同意がないと駄目ですよというのがあるので、許可を持っていればどこでもやれるというわけではないです。

鳥居委員

そこで縛っていくわけですね。わかりました。もう1点なんですけども、奄美海区ですとあさひがにかけ網漁業だけなんですけども、あれですかね、あんまり奄美では、このかご漁業とかですね、今行われていないというのは、それとも行われていてもそんなに盛んじゃないのでわざわざ規制する必要がないかなといいますか、どういう状況なんですか。

山神水産技師

許可の取扱方針については、すべての漁業について定められているわけではなくて、許可漁業として奄美で許可をしている、例えば追い込み網ですとか、ああいうものには取扱方針というのは定められていないような状況です。色々他の漁業との調整が必要であるというものを明記するためにこの方針を定めているというところですよ。

奄美のかご漁業に関しましては、与論と沖永良部の方で深海えびかご漁業があると思っております。ただ操業者数と実績というのはそれほど多くはなく、今、試験操業段階というような認識でいます。

茂野会長

他に質問はございませんか。よろしいですか。

それでは、これ以上の質疑もないようですので、本議事については、原案のとおり承認することとしてよろしいでしょうか。

各委員

(異議なし)

茂野会長

御異議がないようですので、本議事についてはそのように決定することとします。

【その他 くろまぐろに関する令和6管理年度における鹿児島県知事管理漁獲可能量の運用について（報告）】

茂野会長

それでは、3つ目の追加議題の項目は、【くろまぐろに関する令和6管理年度における鹿児島県知事管理漁獲可能量の運用について】です。この件は報告事項となっております。それでは、県水産振興課から説明をお願いします。

丸山書記

事務局の丸山です。本来であれば、県の水産振興課の担当から説明をしてもらうところなのですが、本日所用で出席できないとのことでしたので代わって事務局の私の方から説明をさせていただきます。

クロマグロに関する令和6管理年度における県知事管理漁獲可能量の運用についてになります。まず、資料4の1ページを御覧ください。

概要でございます。今回は、令和6年4月1日から令和7年3月31日までを期間とする令和6管理年度において、国からの追加配分及び沖縄県の融通を受けて、本県くろまぐろ漁業の各管理区分に配分しましたので、その報告となります。

管理区分への配分ルールとしては、おおむね1割を本県留保とし、残りのおおむね9割を平成22～24年漁期の漁獲実績の平均値の比率に応じ、それぞれの知事管理区分に按分することを基本としつつ、可能な限り直近の漁獲実績を反映することとされています。また、管理年度中に国からの追加配分等により、本県の知事管理漁獲可能量が増加した場合は、上記の配分基準に準じて当該増加量を配分します。配分方法は令和2～4管理年度の漁獲実績を元に管理区分ごとに、次の比率で配分しており、今回譲渡をいただいた分についても同比率を適用しました。

まず大型魚についてです。2-1をご覧ください。大型魚の配分比率は定置漁業：その他くろまぐろ漁業が63：37となっています。大型魚は国からの追加配分及び沖縄県の融通，合わせて5.3トンの追加となりました。各管理区分へは，定置漁業に3.0トン，その他くろまぐろ漁業に1.8トンの追加となり，変更後の漁獲可能量は定置漁業が8.1トン，その他くろまぐろ漁業が4.7トンで，合計で12.8トンとなりました。

次に小型魚です。2ページの2-2をご覧ください。小型魚の配分比率は，定置漁業：その他くろまぐろ漁業が79：21となっております。小型魚は，国から9.7トンの追加配分があり，上半期の漁獲可能量に，定置漁業は6.8トン，その他くろまぐろ漁業は1.9トンの追加となりました。変更後の漁獲可能量は，定置漁業が16.9トン，その他くろまぐろ漁業が4.6トンで，合計21.5トンとなりました（定置漁業：上半期11.7トン，下半期5.2トン，その他くろまぐろ漁業：上半期2.8トン，下半期1.8トン）。

国からの追加配分については，6月14日付けの県公報により告示済みです。また，沖縄県の融通についても，8月6日付けの県公報により告示済みです。

なお，資料には記載しておりませんが，令和6管理年度の漁獲実績としては，8月22日時点で定置漁業における大型魚は8.1トンの漁獲枠に対して約160%（4.8トン超過）の消化率となる12.9トン，その他漁船漁業における大型魚は4.7トンの漁獲枠に対して約79%の消化率となる3.7トンとなっています。なお，大型魚については定置網漁業が6月26日から，その他漁船漁業が同月29日から採捕停止となっているところです。一方，定置漁業における小型魚は，上半期の漁獲枠11.7トンに対し約7%の消化率となる約0.9トン，その他漁船漁業における小型魚は，上半期の漁獲枠2.8トンに対し約18%の消化率となる0.5トンとなっています。

以上で説明を終わらせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

茂野会長

説明が終わりましたが，御意見や御質問はありませんか。

篤委員

ちょっと聞き逃したかもしれませんが，大型魚の沖縄県の融通量ってどのくらいですか。

丸山書記

沖縄県から大型魚1.0トンを融通いただきました。そして，国から大型魚4.3（トン），小型魚9.7トンの追加配分をいただいているところです。

篤委員	ありがとうございます。令和6年の4月から始まったのに、もう沖縄県は1トン、（融通して）よかったんですねと思ってですね。
宍道事務局次長	沖縄県は主漁期が春で、産卵に沖縄周辺に集まる大型魚ねらいという操業がメインとなりますので、その時期を過ぎたので、もういいという扱いだらうと思います。
茂野会長	それではこれ以上の質疑もないようですので、この件については終了といたします。

【その他 さんご漁業の許可等に関する取扱方針について（協議）】

茂野会長	それでは、最後の追加議題の項目は、【さんご漁業の許可等に関する取扱方針について】です。この件は協議事項となっております。県水産振興課から説明をお願いします。
村田漁業調整係長	<p>水産振興課村田です。よろしくお願いいたします。資料5になります。「さんご漁業の許可等に関する取扱方針について」ということで、協議になります。資料の1ページをお開きください。</p> <p>さんご漁業の方針改正に係る協議状況ということで、これまで奄美大島海区漁業調整委員会、それと奄美群島水産振興協議会総会で御説明、意見等を聞いてまいりました。今回それを踏まえた改正方針案について今一度お示ししたいと思います。</p> <p>まず資料の一番上、「1. 奄美大島海区漁業調整委員会からいただいた意見」ということで、これは令和6年5月9日に開催された委員会（後の県と委員との意見交換会）での意見です。委員会終了後に意見交換として、質問への回答という形で改めて意見交換させていただきました。</p> <p>その中では、①に書いてございますように、許可要件から操業実績の有無を削除することに関する懸念、御意見をいただいております。意見の概要としましては、選択的手法による操業実績がある者であれば、県の方針でも新規参入が可能であるという御意見。それと、新規参入を拒む許可方針ではないので、改正の必要はないのではないかという御意見をいただいたところです。</p>

2番目としまして、採取停止の実効性に関する懸念ということで御意見をいただいております。概要としましては、生さんごの採取停止を恐れ、生さんごを枯れさんごとして報告する可能性があるということでございます。生さんごについては全体で260キロの採捕の上限を設けておりまして、許可者1者あたり210キロという上限を設けているところでございます。それと枯れさんごの制限がない状況は、生さんごの制限がかかったとしても採捕が継続されることになり、生さんごも採取される恐れがあるんじゃないかという御意見をいただいたところでございます。

次に2番目です。奄美群島水産振興協議会総会での説明ということで、7月29日に総会が開催されましたので、その中で、奄美のさんご採取の歴史を少し共有しつつ、改正内容、それと海区委員会での委員の皆様からの御意見、それとそれに対する質問、議論の状況等についても御紹介させていただきました。その中で出席者からは、地元の意見を尊重してほしいという御意見ですとか、資源管理の必要性についてはある程度理解いただくような御意見も聞かれたところでございます。最終的に奄水協（奄美群島水産振興協議会）としての意思表示というのは行わず、奄美海区漁業調整委員会に一任という形で会を閉じてございます。

3番目です。上記を踏まえた改正方針案の見直し状況ということで、①の許可要件から操業実績の有無を削除することに関する懸念についてですが、実績がないと新規参入ができない許可方針は、実質的には新規参入を拒む内容となっていることに対して水産庁の方から懸念を示されております。公平公正な扱いでない点を指摘されており、この規定に関しては改正が必要と考えております。また現方針は、資源管理に関する制度等が選択的手法以外に定められていないため、資源管理措置を強化する必要があると考えております。このことから、さんご資源を持続的に利用することや、取扱方針で定めた措置に対し対応できるものであれば、許可を希望することができる体制づくりは必要という形で我々としては考えているところでございます。前々から申し上げてる通り、土俵には乗れますが、その先についてはルールに従って体制が整った者が許可をもらえるというような形にしていきたいと考えております。

2番目です。採取停止の実効性に関する御懸念についてですが、改正方針案では生さんごのみ採取上限を設定していましたが、今回新たに生さんごの採取停止と同時に枯れさんごについても採取停止というような形で改正を検討しているところでございます。この件に関しては、いろいろ課内でも議論をしましたが、不都合が生じた場合は、改めて方針を改正するなど対応していく、ということで生さんごの採取停止と同時に枯れさんごも採取停止するという形をとりたいと考えているところでございます。

資料の2ページをお開きください。これまでもお示ししてきた改正の現行と改正案の主な改正内容の比較の表になります。この中で一番下のところ。許可条件の中の生さんごの採取停止、これは知事が指定した日以降ということで書いてございますが、これに枯れさんごを含むという形で、条文修正をしていきたいと考えております。この取扱方針の改正につきましては、昨年度のいろいろな反省点を踏まえまして、今年度、新たなスタートを切るといふ形で、丁寧に御説明、対応してきたと考えているところでございます。

取扱方針の骨格に関する疑問については、皆さんのいろいろ御意見をいただいて御回答させていただいているところです。資源管理措置についても、必要十分な措置がとられているんじゃないかと我々としては考えているところでございます。

その他必要な御指摘、御意見等あれば承りますので、御協議のほどよろしく願いいたします。

茂野会長

説明が終わりましたが、御意見や御質問はありませんか。

篤委員

生さんごと枯れさんご、この辺がしっかり区分、漁業実績としてしっかり区分できるのかなと思って、そこができないと何か生さんごの上限だけ設定して、そのあとは枯れさんごが取れないよと言われるのは、前出した意見の懸念が払拭されてないのかなとちょっと感じるんですけど、悪意的に考えれば、捕った人が「枯れさんごですよ」と報告する可能性も十分あるわけですし、この辺というのはどうやって担保すればいいものなのかなと、自分でもよくわからないんですけど。何か捕った映像を全部、枯れさんごも生さんごも捕っている映像とか何か全部チェックしていくのかどうなのか、というとそんなことは現実的ではないので、そこが非常に難しいなと思っていて。どう考えたらいいですかねこれ。

山神水産技師

前回の奄美海区（委員会後の意見交換会）が終わってから、1回、今の許可者の方ともいろいろ話をさせていただいて、実際の捕っている時の映像などを見せていただきながら、我々が（映像を）徴収するとしたらこういうものが出てくるのだろうというのを見せていただいたりしながら、ただ実際には、篤委員のおっしゃるとおり、映像とかを全部見るしか、細かく判別する方法はないというのが実情だとは思いますが、例えば枯れ（さんご）と生（さんご）というところに関しては、今（の改正案で）、販売実績もちゃんと保存をしておいて、それも提出するようにしていますので、当然そこに単価の差なども生まれてくるはずなので、その辺と、例えば映像とかでズレがあるよねっていうところを探していくしかないのかなと思っています。

茂野会長 これ、枯れさんごは、生さんごが折れて下に落ちた場合に、どれぐらい経てば枯れさんごとするんですかね。

村田漁業調整係長 正直なところ、その辺はわからないところです。すぐ折れたやつは当然生さんごの部類に入るんでしょうし、それが1年たてば、いわゆる少し価値が落ちる枯れさんごの部類に入るのかとかは、すいません、（実際に）捕っているわけではないので、その辺はわからないです。

茂野会長 枯れさんごも結構な値段するんですよね、ものによっては。もう枯れさんごだから何かしないということではなくて、結構な値段がしているということと、それと、やっぱり枯れさんごも含めて重量上限を決めるとか、そういったのは考えてないんですかね。

山神水産技師 枯れさんごも、今はそもそも（生さんご、枯れさんご）報告自体を分けてもらっていないので、なかなかどういう条件の設定するかというのが難しいですけど、それと今回、この枯れさんごも同時に止めますっていう案を考えると、もう1つ案としてあったのが、枯れさんごにも数量上限を設ける、生さんご260キロと、今の許可者が枯れさんごが実際、生さんごの3割ぐらい（重量的に言えば）、ということだったので、例えば100キロぐらいの上限を設けるというやり方も考えはしましたが、そうしてしまったときに、生さんごはストップしてるけど枯れさんごが捕れるという状況になってしまうと、実際の船の上でやってる作業自体は一緒なので、生（さんご）を捕っているのか枯れ（さんご）を捕っているのか分からないとなると、取り締まりとかがしづらくなるということで、まずは両方一斉に止めるというやり方で始めてみた方が良いのではないかと、という結論に至ってます。

奥田委員 このさんごの許可に関する取扱方針の改正というのは、鹿児島海区の業者がさんご採取に参入したいということから始まっているんです。そして、その改正の内容は、操業実績1年または経営3年というのを削除しようということから始まっているんですけども、さんご採取をしようとする業者というのは、今申請はしておりませんが、その業者がいるということで、この問題が、この現在の現行を改正しようということになったのであれば、申請をしようとする者は、事業計画とか、そしてどのぐらいの資本でやるんだとか、しっかりした申請をやるべきじゃないのかと。誰がやるかもわからない。ただこれ（取扱方針）だけ改正して、申請している人に対して許可をするようにしようとか言うんですけども、これはドローンとかいうもので、潜水艇等で潜るわけですが、海底を。私は、今現在採取している業者に聞いたんですけども、あなた方は

最初に、さんごを採取するための資本としてどのくらいの資本が必要でしたかと聞いたんです。船の大きさ750トン、ロボット潜水艇、いろいろなもので45億かかったと、当時で。本当にその申請をしようとしてる人は、それだけの資本を持って導入してやれるのか。もしかして、どっか後ろにある資本でやるということになると、海底を潜る、これ国防にも関わる問題ですよこれ。海底ケーブルの切断なんかもできるんですよこれ。本当に安易に、申請がきたから、そういう押し込み、そういう許可を、この改定をして、何としても押し込みたいという意見があるというのは私たちも聞いてます。しかし、それだけのことをやろうというのであれば、それだけの申請を、私たちはこういうことで資本をいくら使っていて、どうすると、しっかりと事業計画案というのは示すべきじゃないですか。それもなくて、ただ改正してやればいい。どこの資本がわからない。本当に申請をしようとしてる業者は、何十億も投資してできる業者なのか、非常に疑いを持っております。これ、南西諸島を潜るわけですから、沖縄からここまで。これ国防にも関わる問題になってきますよ。ただ単にそうですかということにはならない。いかがですか。

村田漁業調整係長

奥田委員の方から事業計画の案、それと事業計画についてしっかり見るべきという御意見と、あと資本についての御懸念の意見がございました。事業計画については、しっかりと我々も確認して、許可を出す上ではしっかりと確認していきたいと考えているところですが、その資本関係については一旦持ち帰らせていただいて、そういった条件なりをこの取扱方針の中に入れるか入れられないのか、その辺については、国の方とも相談しながら、次回の委員会の中で御回答させていただきたいと思っております。以上でございます。

篤委員

先ほど（の議題で）、許可する基準というのがあったと思うんですけど、その中では、現許可をしている者、それから、過去に許可された者、それから従事した者という確か採択基準だったと思うんですけど、これもさんご漁業に当てはまるんですか。

山神水産技師

当然当てはまるものです。まず方針改正の部分については、今事業計画をという話もあったのですが、それは申請が上がってきたときに確認をする話であって、今のここの部分というのは、それ（さんご漁業）をやりたいという人がいるところに対して、県が、国から指摘されるような方針で戦うことはできないので、ちゃんとしたバリエーションを作るために、こういう資源管理の方針とかをどんどん入れていきたいですというところの話で、実際に申請が来ますってなったときにどうなるかというところ、方針改正をした後で、その制限措置の公示をお諮りして、例えば

今まで通り1者という形で諮ったときに、申請自体はできます、方針を改正すればですね、要望する方が申請自体はできるけれども、まずそこに適格性というものがあるのか、これは法の中に定められているものですけど、いわゆる反社会的勢力じゃないですよとか、生産性はちゃんとある計画になってますよねとか、そういったところを審査して、クリアした上で、その順位づけをするというのが、さっきの基準です。1者ということであれば、当然その2者を比べて、どちらが上に来るかと言えば、今許可を持ってる者というのが基準上は上に来る、そういうことになっています。

篤委員 先ほど会長がおっしゃったとおり、こうやって生さんごの上限を260キロと設定する以上は、生さんごとは何ぞやという、やっぱり定義を決めないといけないのかなど。こうやって許可で出す以上は、やっぱり生さんごはこれこれを生さんごというのをやっぱり考えておいたほうがいいと思います。

奥田委員 生さんごと枯れさんごというのは、入札会場でしっかりわかるんですよ。枯れ（さんご）、生（さんご）というのはちゃんと配分されてますから、それは専門家がいる、これは生（さんご）だ、これは枯れ（さんご）だとちゃんと仕分けをするプロの方がいらっしゃいますので、生（さんご）を枯れ（さんご）だとか枯れ（さんご）を生（さんご）だということとはできないと思います。

篤委員 （事務局席を見ながら）そこを参考にすれば（いいんじゃないですか）。

茂野会長 それでは、本議案については、原案の内容に対する慎重な意見が多いことから、継続審議とするということによろしいでしょうか。

各委員 （異議なし）

茂野会長 それでは、本議事についてはそのように決定することといたします。

【その他】

- 茂野会長 その他，事務局や委員のほうから何かございますか。
- 丸山書記 次回の委員会につきましては，今，10月，また12月で考えておりました，10月に審議すべき議案が出てきた場合は10月で，なければ12月で，いずれかでまた日程調整をさせていただきますのでどうぞよろしく願いいたします。
- 宍道事務局次長 事務局からもう1点御連絡です。沖縄海区の方からですね，ソデイカ漁業の件について，両海区で意見交換の場を持ちたいという申し入れが来ております。できれば（奄美大島海区の11月からの）解禁前にというふうな申し出がありますけれども，また日程調整をして，整った場合にはそういった機会がまた設けられるということでお伝えしておきます。
- 村田漁業調整係長 1点お知らせです。皆さんもう御存じかと思いますが，海区漁業調整委員の任期というのが令和7年3月31日までということで，現在，委員の募集選定について公募をかけさせていただいております。8月20日～9月19日までの1ヶ月間を期間として，県のホームページの方に募集要項等を掲載させてございます。その他，県内の漁協，市町村に対しても同様にお知らせしておりますので，一応お知らせいたします。
- 茂野会長 他にございませんでしょうか。
それでは，特にないようですので，以上で，本日予定されておりました全ての議事を終了いたします。議事進行に御協力いただき，ありがとうございました。
- 山之内事務局長 それでは，以上をもちまして，第278回奄美大島海区漁業調整委員会を閉会いたします。本日はどうもありがとうございました。

議事録署名

茂野 拓真



山下 安富



築地新 光子

